



平成 24 年 11 月 14 日

【照会先】

職業安定局

高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課
課長 山田 雅彦
主任障害者雇用専門官 田窪 丈明
障害者雇用専門官 鈴木 良尚
(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5857、5789
(直通電話) 03-3502-6775

平成 24 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 24 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当省が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定することとしています（民間企業の場合は 1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 38 万 2,363.5 人と前年より 4.4%（16,164.5 人）増加。
また、実雇用率は 1.69%（前年比 0.04 ポイント上昇）。
→いずれも過去最高を更新
- ・法定雇用率達成企業の割合は 46.8%（前年比 1.5 ポイント上昇）

<公的機関>（同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%）

- ・国：雇用障害者数 7,105.0 人、実雇用率 2.31%
 - ・都道府県：雇用障害者数 7,882.0 人、実雇用率 2.43%
 - ・市町村：雇用障害者数 2 万 3,730.5 人、実雇用率 2.25%
 - ・教育委員会：雇用障害者数 1 万 2,677.5 人、実雇用率 1.88%
- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも前年を上回った。

<独立行政法人など>（同 2.1%）

- ・雇用障害者数 7,647 人、実雇用率 2.13%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は 382,363.5人で、前年より4.4%（16,164.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 291,013.5人（対前年比2.3%増）、知的障害者は74,743.0人（同8.7%増）、精神障害者は16,607.0人（同27.5%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の1.69%（前年は1.65%）、法定雇用率達成企業の割合は46.8%（同45.3%）であった。

〔総括表 1、グラフ(1)、詳細表 1 (1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で 30,297.5人、100～300人未満で 73,422.5人、300～500人未満で 37,396.0人、500～1,000人未満で 46,055.0人、1,000人以上で 195,192.5人と、全ての規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、全ての規模の区分で前年より上回った。また、民間企業全体の実雇用率 1.69%と比較すると、
 - 1,000人以上規模企業(1.90%)、同500～1,000人未満(1.70%)については上回った。
 - 300～500人未満規模企業(1.63%)、同100～300人未満(1.44%)、同56～100人未満(1.39%)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が43.7%、100～300人未満が48.5%、300～500人未満が46.8%、500～1,000人未満が47.1%、1,000人以上が57.5%と、全ての規模の区分で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表 1 (2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「複合サービス事業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。

- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」(1.81%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.87%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.94%)、「医療、福祉」(1.98%)の4業種は法定雇用率を上回っている。
- ・ 加えて、「農、林、漁業」(1.72%)、「運輸業、郵便業」(1.74%)、「金融業、保険業」(1.76%)、「サービス業」(1.70%)の4業種は、民間企業全体の実雇用率 1.69%を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成24年の法定雇用率未達成企業は40,614社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、65.0%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、61.1%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成24年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は349社(前年より30社増)で、雇用されている障害者の数は、17,743.5人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,384.0人、知的障害者は8,470.5人、精神障害者は889.0人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

国の機関に在職している障害者の数は7,105.0人で、前年より3.4%(236.0人)増加しており、実雇用率は2.31%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

国の機関は全て達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

都道府県の機関に在職している障害者の数は7,882.0人で、前年より1.0%(77.0人)増加しており、実雇用率は2.43%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

知事部局は全て達成、知事部局以外は108機関中97機関が達成。

【未達成機関】

北海道警察本部、福島県警察本部、茨城県警察本部、栃木県警察本部、新潟県病院局、山梨県警察本部、滋賀県警察本部、岡山県企業局、山口県警察本部、熊本県警察本部、大分県病院局

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は23,730.5人で、前年より1.6%（367.5人）増加しており、実雇用率は2.25%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

2,312機関中1,998機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は 12,677.5人で、前年より4.3%（523.5人）増加しており、実雇用率は 1.88%（都道府県教育委員会は1.88%、市町村教育委員会は1.87%）と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中24機関が達成、市町村教育委員会は74機関中61機関が達成。

【未達成の都道府県教育委員会】

北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、東京、新潟、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、鳥取、島根、山口、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島教育委員会

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は7,647人で、前年より5.8%（416.0人）増加しており、実雇用率は2.13%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は97法人中82法人が達成、国立大学法人等は90法人中70法人が達成、地方独立行政法人等は118法人中75法人が達成。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8％）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	22,577,527.0 人	382,363.5 人	1.69 %	35,694 / 76,308	46.8 %
	(22,260,915.5 人)	(366,199.0 人)	(1.65 %)	(34,102 / 75,313)	(45.3 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1％）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	307,130.5 人	7,105.0 人	2.31 %	39 / 39	100.0 %
	(305,997.0 人)	(6,869.0 人)	(2.24 %)	(39 / 39)	(100.0 %)
行政機関	278,927.5 人	6,443.0 人	2.31 %	30 / 30	100.0 %
	(277,782.5 人)	(6,211.5 人)	(2.24 %)	(30 / 30)	(100.0 %)
立法機関	3,543.5 人	78.5 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
	(3,575.0 人)	(81.5 人)	(2.28 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,659.5 人	583.5 人	2.37 %	4 / 4	100.0 %
	(24,639.5 人)	(576.0 人)	(2.34 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1％）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	323,879.0 人	7,882.0 人	2.43 %	144 / 155	92.9 %
	(326,662.0 人)	(7,805.0 人)	(2.39 %)	(142 / 157)	(90.4 %)
都道府県 知事部局	257,128.0 人	6,331.0 人	2.46 %	47 / 47	100.0 %
	(260,148.5 人)	(6,321.0 人)	(2.43 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の 都道府県 機関	66,751.0 人	1,551.0 人	2.32 %	97 / 108	89.8 %
	(66,513.5 人)	(1,484.0 人)	(2.23 %)	(95 / 110)	(86.4 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,052,790.5 人	23,730.5 人	2.25 %	1,998 / 2,312	86.4 %
	(1,049,375.5 人	23,363.0 人)	(2.23 %)	(1,970 / 2,353)	(83.7 %)

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	673,631.0 人	12,677.5 人	1.88 %	85 / 121	70.2 %
	(686,659.5 人)	(12,154.0 人)	(1.77 %)	(94 / 139)	(67.6 %)
都道府県教育委員会	578,163.5 人	10,895.5 人	1.88 %	24 / 47	51.1 %
	(585,104.0 人	10,266.5 人)	(1.75 %)	(14 / 47)	(29.8 %)
市町村教育委員会	95,467.5 人	1,782.0 人	1.87 %	61 / 74	82.4 %
	(101,555.5 人	1,887.5 人)	(1.86 %)	(80 / 92)	(87.0 %)

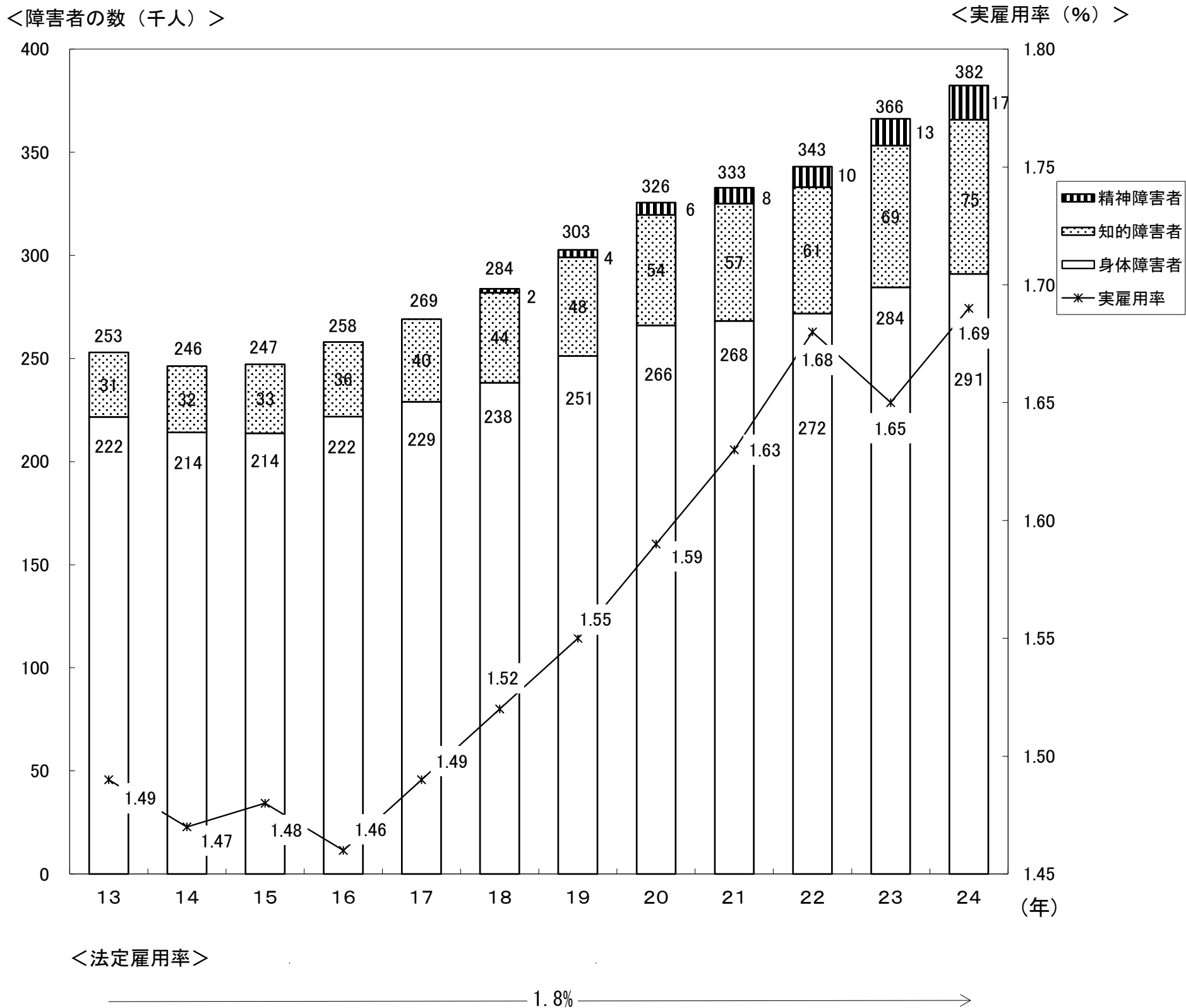
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	359,343.5 人	7,647.0 人	2.13 %	227 / 305	74.4 %
	(347,228.0 人)	(7,231.0 人)	(2.08 %)	(201 / 288)	(69.8 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	176,481.0 人	3,917.0 人	2.22 %	82 / 97	84.5 %
	(174,269.5 人	3,865.5 人)	(2.22 %)	(85 / 98)	(86.7 %)
国立大学法人等	134,784.5 人	2,912.0 人	2.16 %	70 / 90	77.8 %
	(132,188.5 人	2,691.0 人)	(2.04 %)	(59 / 90)	(65.6 %)
地方独立行政法人等	48,078.0 人	818.0 人	1.70 %	75 / 118	63.6 %
	(40,770.0 人	674.5 人)	(1.65 %)	(57 / 100)	(57.0 %)

- 注 1 1 及び 3 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2 の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。
- 4 法定雇用率 2.0% が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 () 内は、平成 23 年 6 月 1 日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第 2 の第 1 号から第 8 号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第 2 の第 9 号から第 10 号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注 1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

注 2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 1 7 年度まで

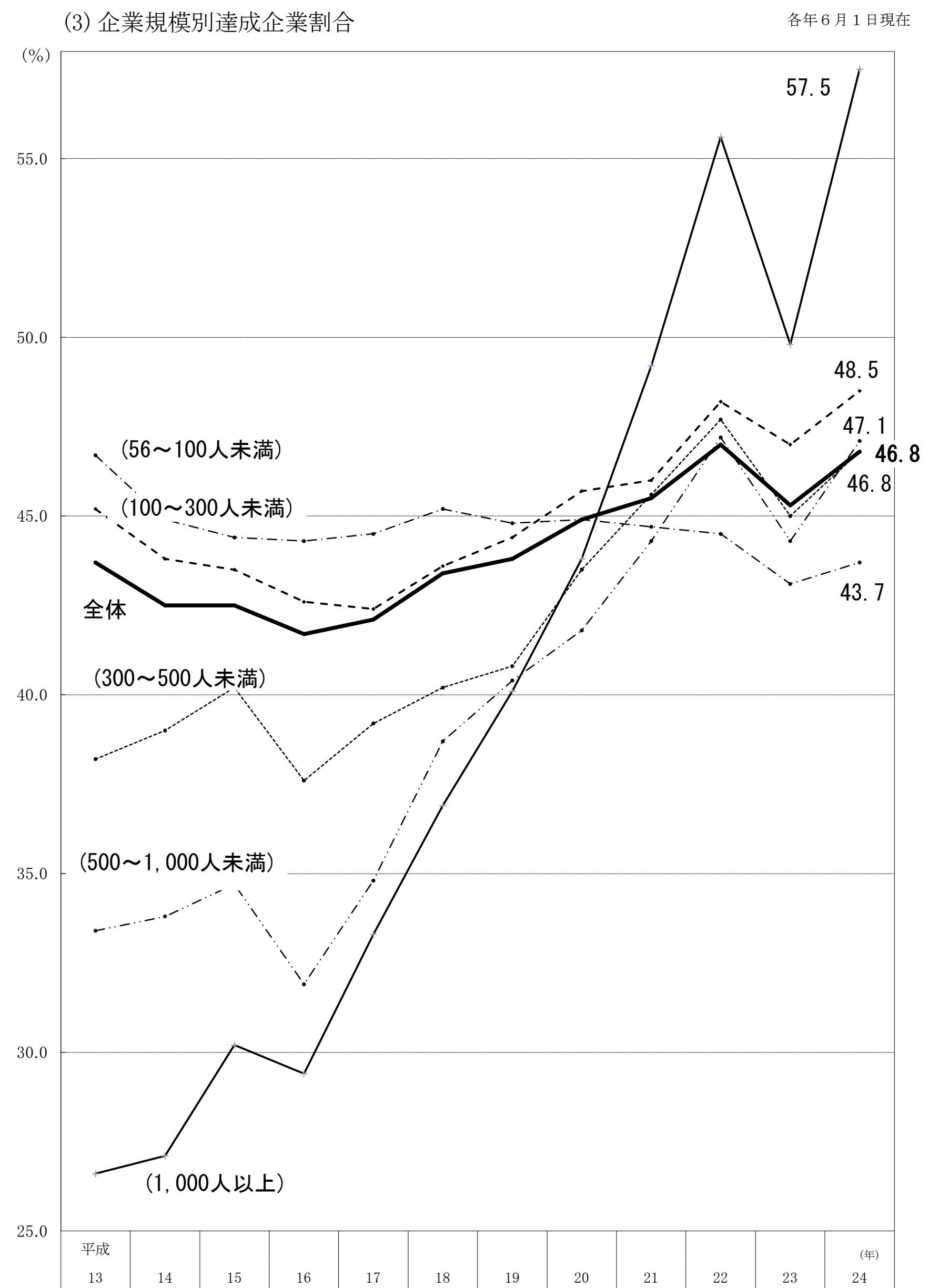
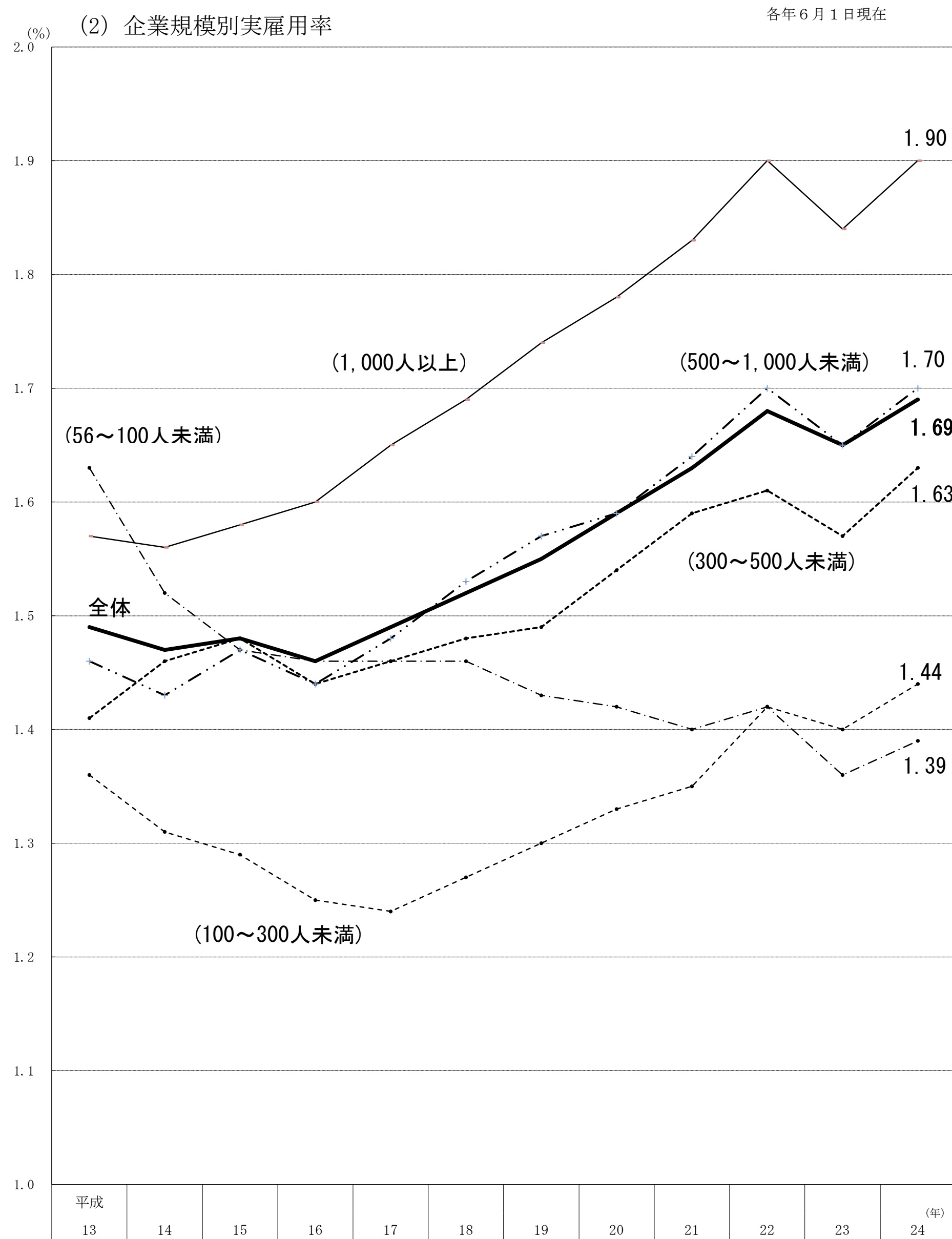
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成 1 8 年度以降

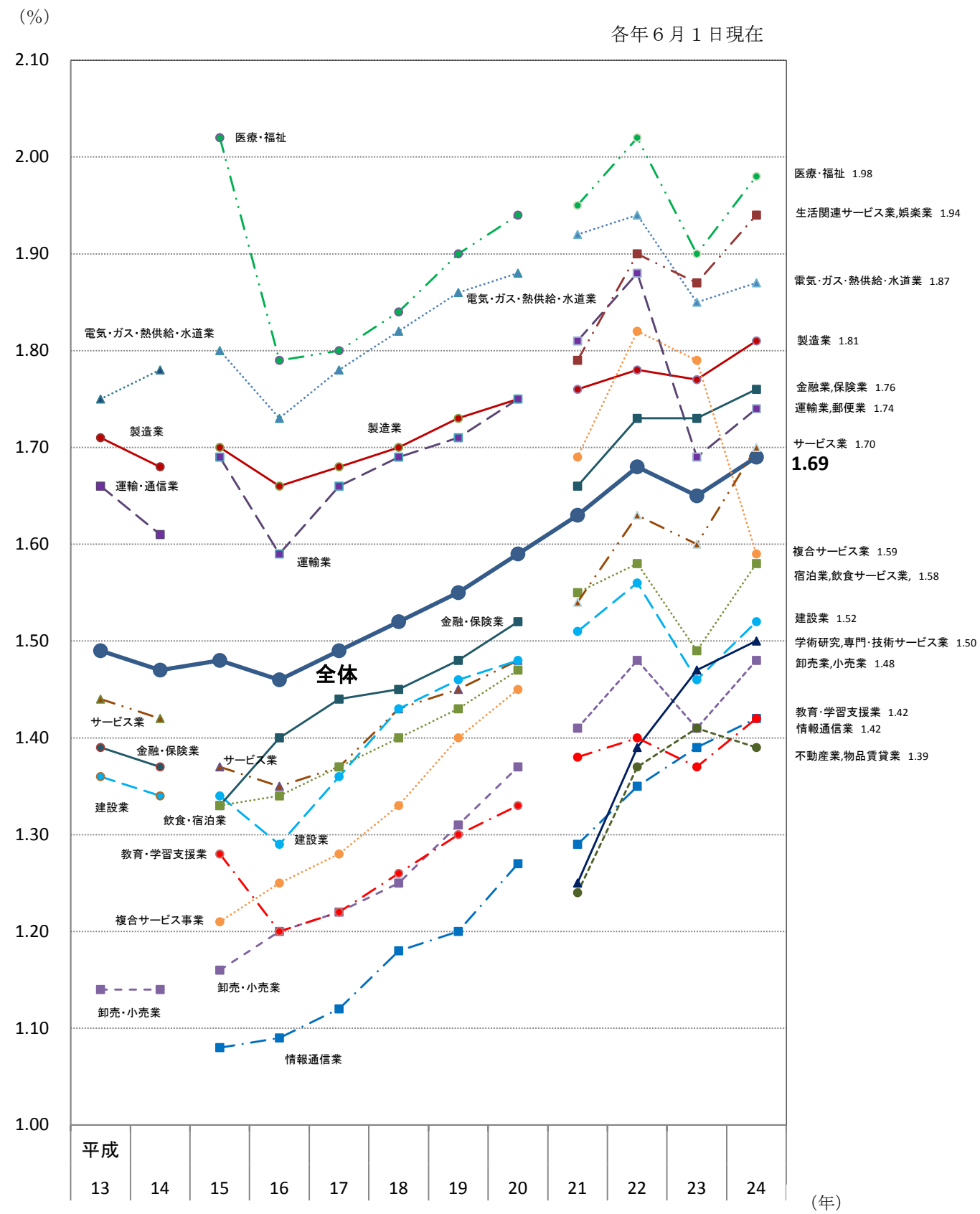
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成 2 3 年度以降

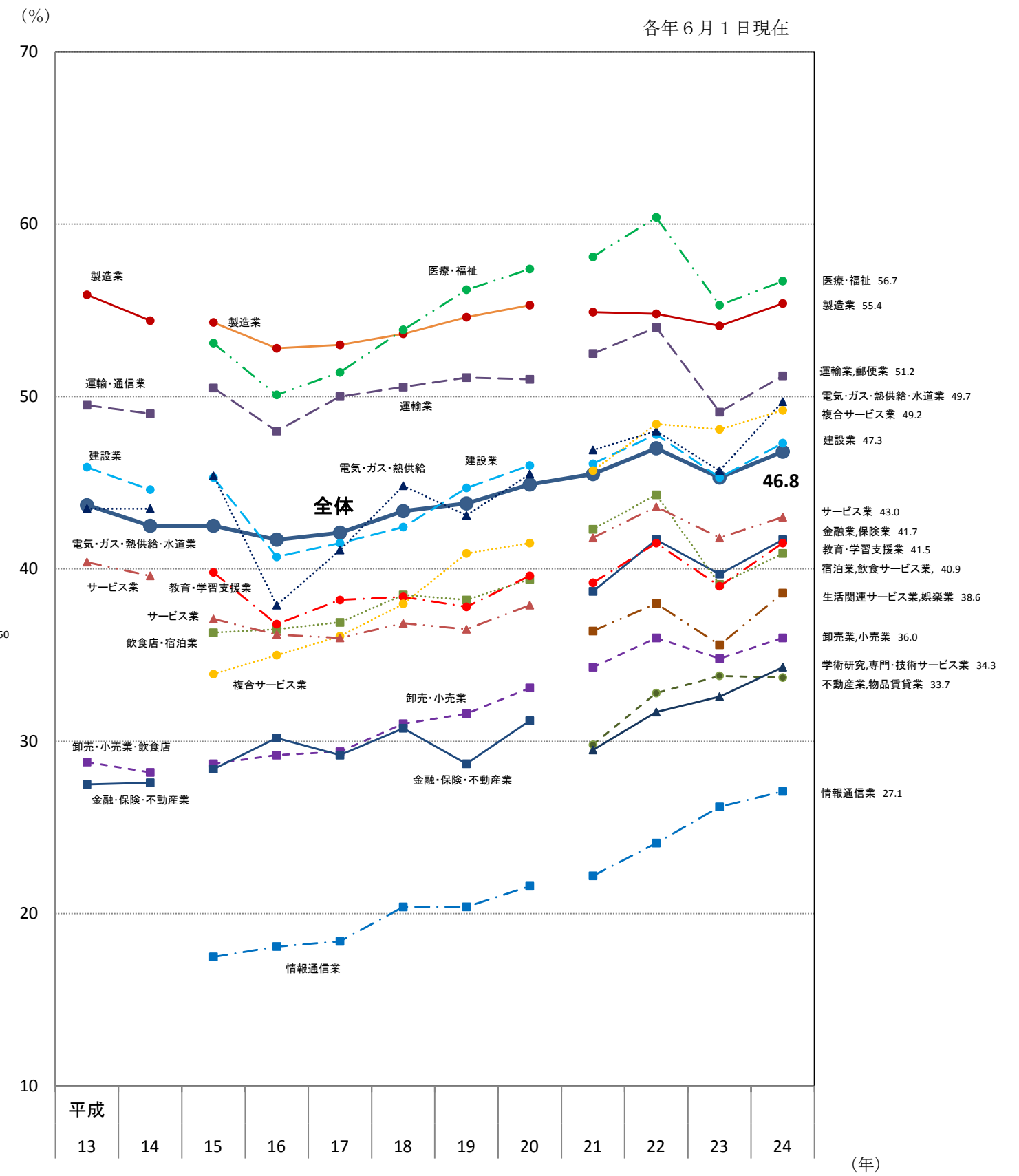
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）



(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | |
|---------------|--|
| ○ 民間企業 | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 一般の民間企業 1. 8 %
 （56人以上規模の企業）
 特殊法人等 2. 1 %
 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; margin-left: 10px;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 労働者数48人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等 </div> </div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 1 %
（48人以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 0 %
（50人以上規模の機関） |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

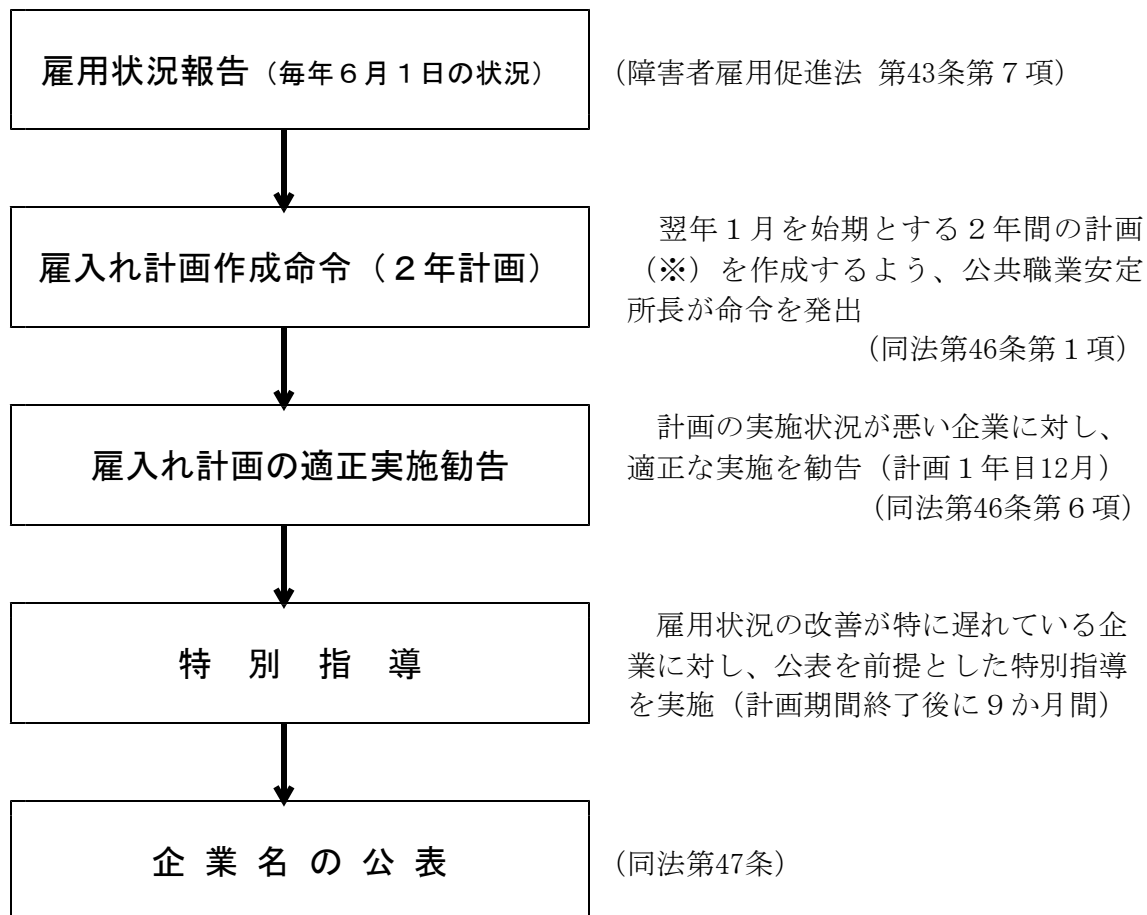
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成23年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 363社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 165社
- * 「特別指導」の実施 80社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 980社（23年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
23年度 3社（うち1社は再公表）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	13
(2)	企業規模別の雇用状況	14
(3)	産業別の雇用状況	15
(4)	民間企業における雇用状況の推移	19
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	21
(7)	特例子会社の状況	22
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	23
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	25
(4)	都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）	26
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	27
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況（法定雇用率 2.1%）	28
(2)	都道府県知事部局の状況（法定雇用率 2.1%）	29
(3)	その他の都道府県機関の状況（法定雇用率 2.1%）	30
(4)	都道府県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	32
(5)	独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）	33

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8％）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	76,308	22,577,527.0	95,164	9,806	170,977	22,505	382,363.5	34,637.0	1.69	35,694	46.8
	(75,313)	(22,260,915.5)	(92,325)	(8,656)	(164,200)	(17,386)	(366,199.0)	(31,644.5)	(1.65)	(34,102)	(45.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	382,363.5	81,393	7,117	116,364	9,493	291,013.5	21,923.5	13,771	2,689	40,792	7,440	74,743.0	8,554.5	13,821	5,572	16,607.0	4,159.0
	(366,199.0)	(79,374)	(6,406)	(115,318)	(7,912)	(284,428.0)	(20,333.0)	(12,951)	(2,250)	(37,844)	(5,502)	(68,747.0)	(8,099.0)	(11,038)	(3,972)	(13,024.0)	(3,190.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
規模計	企業 76,308 (75,313)	人 22,577,527.0 (22,260,915.5)	人 95,164 (92,325)	人 9,806 (8,656)	人 170,977 (164,200)	人 22,505 (17,386)	人 382,363.5 (366,199.0)	人 34,637.0 (31,644.5)	% 1.69 (1.65)	企業 35,694 (34,102)	% 46.8 (45.3)
56～ 100人未満	企業 29,599 (29,200)	人 2,186,941.0 (2,156,943.0)	人 6,624 (6,516)	人 1,089 (942)	人 14,670 (14,492)	人 2,581 (1,758)	人 30,297.5 (29,345.0)	人 2,514.5 (2,138.0)	% 1.39 (1.36)	企業 12,928 (12,591)	% 43.7 (43.1)
100～ 300人未満	33,003 (32,620)	5,094,595.0 (5,043,862.5)	16,512 (16,091)	2,442 (2,195)	35,162 (34,063)	5,589 (4,730)	73,422.5 (70,805.0)	7,268.0 (6,567.5)	1.44 (1.40)	16,010 (15,320)	48.5 (47.0)
300～ 500人未満	6,436 (6,248)	2,292,805.5 (2,218,378.0)	9,069 (8,540)	1,104 (955)	16,895 (15,948)	2,518 (1,746)	37,396.0 (34,856.0)	3,637.0 (3,157.5)	1.63 (1.57)	3,014 (2,814)	46.8 (45.0)
500～ 1000人未満	4,190 (4,206)	2,709,840.5 (2,714,946.0)	11,688 (11,478)	1,113 (1,059)	20,378 (19,810)	2,376 (1,915)	46,055.0 (44,782.5)	4,537.0 (3,851.0)	1.70 (1.65)	1,972 (1,864)	47.1 (44.3)
1,000以上	3,080 (3,039)	10,293,345.0 (10,126,786.0)	51,271 (49,700)	4,058 (3,505)	83,872 (79,887)	9,441 (7,237)	195,192.5 (186,410.5)	16,680.5 (15,930.5)	1.90 (1.84)	1,770 (1,513)	57.5 (49.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者で ある短時間労 働者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
規模計	382,363.5 (366,199.0)	81,393 (79,374)	7,117 (6,406)	116,364 (115,318)	9,493 (7,912)	291,013.5 (284,428.0)	21,923.5 (20,333.0)	13,771 (12,951)	2,689 (2,250)	40,792 (37,844)	7,440 (5,502)	74,743.0 (68,747.0)	8,554.5 (8,099.0)	13,821 (11,038)	5,572 (3,972)	16,607.0 (13,024.0)	4,159.0 (3,190.5)
56～ 100人未満	30,297.5 (29,345.0)	4,892 (4,760)	673 (589)	9,398 (9,403)	846 (684)	20,278.0 (19,854.0)		1,732 (1,756)	416 (353)	4,384 (4,352)	1,033 (694)	8,780.5 (8,564.0)		888 (737)	702 (380)	1,239.0 (927.0)	
100～ 300人未満	73,422.5 (70,805.0)	13,668 (13,388)	1,631 (1,523)	24,478 (24,266)	2,395 (2,024)	54,642.5 (53,577.0)		2,844 (2,703)	811 (672)	8,263 (7,817)	1,858 (1,566)	15,691.0 (14,678.0)		2,421 (1,980)	1336 (1140)	3,089.0 (2,550.0)	
300～ 500人未満	37,396.0 (34,856.0)	7,740 (7,492)	811 (687)	11,626 (11,385)	1,034 (799)	28,434.0 (27,455.5)		1,329 (1,048)	293 (268)	3,876 (3,465)	815 (531)	7,234.5 (6,094.5)		1,393 (1,098)	669 (416)	1,727.5 (1,306.0)	
500～ 1000人未満	46,055.0 (44,782.5)	10,286 (10,012)	807 (780)	14,154 (14,179)	1,124 (929)	36,095.0 (35,447.5)		1,402 (1,466)	306 (279)	4,497 (4,254)	702 (553)	7,958.0 (7,741.5)		1,727 (1,377)	550 (433)	2,002.0 (1,593.5)	
1,000以上	195,192.5 (186,410.5)	44,807 (43,722)	3,195 (2,827)	56,708 (56,085)	4,094 (3,476)	151,564.0 (148,094.0)		6,464 (5,978)	863 (678)	19,772 (17,956)	3,032 (2,158)	35,079.0 (31,669.0)		7,392 (5,846)	2315 (1603)	8,549.5 (6,647.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
産業計	企業 76,308 (75,313)	人 22,577,527.0 (22,260,915.5)	人 95,164 (92,325)	人 9,806 (8,656)	人 170,977 (164,200)	人 22,505 (17,386)	人 382,363.5 (366,199.0)	人 34,637.0 (31,644.5)	% 1.69 (1.65)	企業 35,694 (34,102)	% 46.8 (45.3)
農、林、漁業	企業 217 (217)	人 27,181.0 (26,864.0)	人 90 (83)	人 8 (8)	人 270 (277)	人 20 (19)	人 468.0 (460.5)	人 37.5 (31.0)	% 1.72 (1.71)	企業 122 (124)	% 56.2 (57.1)
鉱業,採石業, 砂利採取業	42 (44)	8,431.0 (8,312.5)	29 (30)	4 (3)	61 (66)	3 (2)	124.5 (130.0)	4.0 (11.0)	1.48 (1.56)	24 (24)	57.1 (54.5)
建設業	2,576 (2,559)	615,500.0 (608,668.0)	2,678 (2,571)	66 (56)	3,890 (3,654)	78 (69)	9,351.0 (8,886.5)	660.0 (548.0)	1.52 (1.46)	1,218 (1,158)	47.3 (45.3)
製造業	20,538 (20,480)	6,597,765.5 (6,574,568.5)	32,245 (31,669)	1,120 (1,067)	52,524 (51,407)	1,969 (1,703)	119,118.5 (116,663.5)	6,946.0 (6,758.0)	1.81 (1.77)	11,383 (11,078)	55.4 (54.1)
電気・ガス・熱供 給・水道業	193 (208)	219,326.5 (226,278.0)	1,097 (1,125)	20 (23)	1,877 (1,896)	32 (24)	4,107.0 (4,181.0)	119.5 (170.0)	1.87 (1.85)	96 (95)	49.7 (45.7)
情報通信業	3,683 (3,732)	1,251,975.0 (1,257,623.0)	5,138 (5,054)	156 (166)	7,276 (7,104)	215 (177)	17,815.5 (17,466.5)	1,645.5 (1,503.0)	1.42 (1.39)	999 (979)	27.1 (26.2)
運輸業,郵便業	5,514 (5,399)	1,407,254.0 (1,391,762.0)	5,481 (5,364)	577 (493)	12,277 (11,793)	1,264 (1,025)	24,448.0 (23,526.5)	2,214.0 (1,917.0)	1.74 (1.69)	2,821 (2,650)	51.2 (49.1)
卸売業,小売業	12,789 (12,588)	3,843,701.5 (3,750,222.5)	12,614 (12,094)	2,195 (1,915)	26,289 (24,632)	6,083 (4,532)	56,753.5 (53,001.0)	5,994.0 (5,122.0)	1.48 (1.41)	4,600 (4,382)	36.0 (34.8)
金融業,保険業	1,264 (1,300)	1,192,784.5 (1,209,233.0)	5,782 (5,763)	168 (140)	9,096 (9,103)	261 (223)	20,958.5 (20,880.5)	1,521.0 (1,750.5)	1.76 (1.73)	527 (516)	41.7 (39.7)
不動産業, 物品賃貸業	1,243 (1,259)	346,464.5 (336,083.0)	1,152 (1,141)	162 (146)	2,183 (2,155)	331 (303)	4,814.5 (4,734.5)	532.0 (518.5)	1.39 (1.41)	419 (426)	33.7 (33.8)
学術研究,専 門・技術サー ビス業	1,944 (1,854)	562,817.0 (563,391.0)	2,270 (2,218)	272 (272)	3,212 (3,182)	810 (734)	8,429.0 (8,257.0)	681.5 (583.5)	1.50 (1.47)	666 (605)	34.3 (32.6)
宿泊業,飲食 サービス業	2,264 (2,225)	668,552.5 (639,832.5)	2,006 (1,940)	776 (522)	4,871 (4,514)	1,798 (1,175)	10,558.0 (9,503.5)	1,397.0 (1,324.5)	1.58 (1.49)	926 (869)	40.9 (39.1)
生活関連サー ビス業,娯楽業	2,428 (2,436)	561,055.0 (551,434.5)	2,412 (2,345)	374 (295)	5,198 (4,961)	968 (684)	10,880.0 (10,288.0)	1,080.5 (889.0)	1.94 (1.87)	938 (867)	38.6 (35.6)
教育,学習支援業	1,618 (1,627)	390,274.5 (389,861.5)	1,552 (1,486)	113 (74)	2,260 (2,228)	132 (123)	5,543.0 (5,335.5)	517.5 (451.0)	1.42 (1.37)	672 (634)	41.5 (39.0)
医療,福祉	11,880 (11,395)	2,190,148.0 (2,056,642.0)	10,088 (9,226)	2,263 (2,015)	18,312 (16,676)	5,303 (3,866)	43,402.5 (39,076.0)	5,743.5 (4,768.5)	1.98 (1.90)	6,741 (6,306)	56.7 (55.3)
複合サービス事業	887 (898)	299,439.5 (639,080.5)	1,178 (2,493)	100 (343)	2,236 (5,785)	150 (602)	4,767.0 (11,415.0)	317.0 (1,640.5)	1.59 (1.79)	436 (432)	49.2 (48.1)
サービス業	7,228 (7,036)	2,394,857.0 (2,017,427.5)	9,352 (7,658)	1,432 (1,112)	19,145 (14,715)	3,088 (2,125)	40,825.0 (32,205.5)	5,226.5 (3,643.5)	1.70 (1.60)	3,106 (2,939)	43.0 (41.8)

注 1 (1) ①の表と同じ
※ 平成23年分における産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 382,363.5 (366,199.0)	人 81,393 (79,374)	人 7,117 (6,406)	人 116,364 (115,318)	人 9,493 (7,912)	人 291,013.5 (284,428.0)	人 21,923.5 (20,333.0)	人 13,771 (12,951)	人 2,689 (2,250)	人 40,792 (37,844)	人 7,440 (5,502)	人 74,743.0 (68,747.0)	人 8,554.5 (8,099.0)	人 13,821 (11,038)	人 5,572 (3,972)	人 16,607.0 (13,024.0)	人 4,159.0 (3,190.5)
農、林、漁業	人 468.0 (460.5)	人 64 (58)	人 4 (7)	人 150 (155)	人 8 (8)	人 286.0 (282.0)		人 26 (25)	人 4 (1)	人 104 (109)	人 10 (5)	人 165.0 (162.5)		人 16 (13)	人 2 (6)	人 17.0 (16.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	人 124.5 (130.0)	人 29 (29)	人 4 (3)	人 60 (63)	人 3 (2)	人 123.5 (125.0)		人 0 (1)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (3.0)		人 0 (2)	人 0 (0)	人 0.0 (2.0)	
建設業	人 9,351.0 (8,886.5)	人 2,616 (2,516)	人 63 (54)	人 3,453 (3,321)	人 52 (51)	人 8,774.0 (8,432.5)		人 62 (55)	人 3 (2)	人 185 (161)	人 7 (5)	人 315.5 (275.5)		人 252 (172)	人 19 (13)	人 261.5 (178.5)	
製造業	人 119,118.5 (116,663.5)	人 27,991 (27,631)	人 820 (792)	人 36,594 (36,723)	人 1,056 (938)	人 93,924.0 (93,246.0)		人 4,254 (4,038)	人 300 (275)	人 12,892 (12,226)	人 594 (509)	人 21,997.0 (20,831.5)		人 3,038 (2,458)	人 319 (256)	人 3,197.5 (2,586.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 4,107.0 (4,181.0)	人 1,057 (1,085)	人 20 (22)	人 1,677 (1,713)	人 26 (19)	人 3,824.0 (3,914.5)		人 40 (40)	人 0 (1)	人 121 (116)	人 1 (2)	人 201.5 (198.0)		人 79 (67)	人 5 (3)	人 81.5 (68.5)	
情報通信業	人 17,815.5 (17,466.5)	人 4,939 (4,866)	人 149 (156)	人 5,834 (5,801)	人 140 (107)	人 15,931.0 (15,742.5)		人 199 (188)	人 7 (10)	人 415 (399)	人 7 (8)	人 823.5 (789.0)		人 1,027 (904)	人 68 (62)	人 1,061.0 (935.0)	
運輸業,郵便業	人 24,448.0 (23,526.5)	人 4,755 (4,678)	人 457 (389)	人 9,447 (9,342)	人 755 (637)	人 19,791.5 (19,405.5)		人 726 (686)	人 120 (104)	人 2,035 (1,840)	人 291 (222)	人 3,752.5 (3,427.0)		人 795 (611)	人 218 (166)	人 904.0 (694.0)	
卸売業,小売業	人 56,753.5 (53,001.0)	人 10,403 (10,043)	人 1,612 (1,464)	人 14,789 (14,495)	人 2,332 (1,882)	人 38,373.0 (36,986.0)		人 2,211 (2,051)	人 583 (451)	人 8,995 (8,156)	人 2,131 (1,508)	人 15,065.5 (13,463.0)		人 2,505 (1,981)	人 1,620 (1,142)	人 3,315.0 (2,552.0)	
金融業,保険業	人 20,958.5 (20,880.5)	人 5,660 (5,653)	人 166 (138)	人 8,345 (8,483)	人 230 (192)	人 19,946.0 (20,023.0)		人 122 (110)	人 2 (2)	人 311 (275)	人 3 (4)	人 558.5 (499.0)		人 440 (345)	人 28 (27)	人 454.0 (358.5)	
不動産業,物品賃貸業	人 4,814.5 (4,734.5)	人 1,054 (1,008)	人 142 (118)	人 1,523 (1,549)	人 171 (162)	人 3,858.5 (3,764.0)		人 98 (133)	人 20 (28)	人 465 (457)	人 69 (58)	人 715.5 (780.0)		人 195 (149)	人 91 (83)	人 240.5 (190.5)	
学術研究,専門・技術サービス業	人 8,429.0 (8,257.0)	人 2,112 (2,080)	人 220 (221)	人 2,453 (2,533)	人 322 (298)	人 7,058.0 (7,063.0)		人 158 (138)	人 52 (51)	人 474 (411)	人 369 (329)	人 1,026.5 (902.5)		人 285 (238)	人 119 (107)	人 344.5 (291.5)	
宿泊業,飲食サービス業	人 10,558.0 (9,503.5)	人 1,300 (1,252)	人 464 (321)	人 2,099 (1,981)	人 561 (402)	人 5,443.5 (5,007.0)		人 706 (688)	人 312 (201)	人 2,377 (2,235)	人 842 (544)	人 4,522.0 (4,084.0)		人 395 (298)	人 395 (229)	人 592.5 (412.5)	
生活関連サービス業,娯楽業	人 10,880.0 (10,288.0)	人 1,434 (1,329)	人 251 (212)	人 2,241 (2,166)	人 405 (289)	人 5,562.5 (5,180.5)		人 978 (1,016)	人 123 (83)	人 2,519 (2,441)	人 271 (211)	人 4,733.5 (4,661.5)		人 438 (354)	人 292 (184)	人 584.0 (446.0)	
教育・学習支援業	人 5,543.0 (5,335.5)	人 1,451 (1,382)	人 98 (63)	人 1,883 (1,880)	人 81 (79)	人 4,923.5 (4,746.5)		人 101 (104)	人 15 (11)	人 218 (232)	人 12 (10)	人 441.0 (456.0)		人 159 (116)	人 39 (34)	人 178.5 (133.0)	
医療,福祉	人 43,402.5 (39,076.0)	人 7,992 (7,379)	人 1,402 (1,240)	人 11,393 (10,693)	人 1,441 (1,110)	人 29,499.5 (27,246.0)		人 2,096 (1,847)	人 861 (775)	人 5,259 (4,669)	人 2,163 (1,571)	人 11,393.5 (9,923.5)		人 1,660 (1,314)	人 1,699 (1,185)	人 2,509.5 (1,906.5)	
複合サービス事業	人 4,767.0 (11,415.0)	人 1,049 (2,222)	人 65 (301)	人 1,752 (4,008)	人 65 (380)	人 3,947.5 (8,943.0)		人 129 (271)	人 35 (42)	人 324 (906)	人 50 (66)	人 642.0 (1,523.0)		人 160 (871)	人 35 (156)	人 177.5 (949.0)	
サービス業	人 40,825.0 (32,205.5)	人 7,487 (6,102)	人 1,180 (900)	人 12,671 (10,366)	人 1,845 (1,356)	人 29,747.5 (24,148.0)		人 1,865 (1,556)	人 252 (212)	人 4,097 (3,207)	人 620 (450)	人 8,389.0 (6,756.0)		人 2,377 (1,142)	人 623 (319)	人 2,688.5 (1,301.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	20, 538	6, 597, 765. 5	32, 245	1, 120	52, 524	1, 969	119, 118. 5	6, 946. 0	1. 81	11, 383	55. 4
	(20, 480)	(6, 574, 568. 5)	(31, 669)	(1, 067)	(51, 407)	(1, 703)	(116, 663. 5)	(6, 758. 0)	(1. 77)	(11, 078)	(54. 1)
食料品・たばこ	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	3, 323	860, 784. 5	3, 433	399	9, 125	846	16, 813. 0	1, 318. 0	1. 95	2, 083	62. 7
	(3, 266)	(848, 634. 5)	(3, 343)	(345)	(8, 839)	(701)	(16, 220. 5)	(1, 032. 0)	(1. 91)	(1, 978)	(60. 6)
繊維・衣服	822	147, 586. 0	706	38	1, 440	73	2, 926. 5	159. 0	1. 98	528	64. 2
	(849)	(153, 013. 5)	(728)	(45)	(1, 447)	(76)	(2, 986. 0)	(159. 5)	(1. 95)	(541)	(63. 7)
木材・家具	397	71, 221. 5	315	9	729	12	1, 374. 0	72. 5	1. 93	257	64. 7
	(402)	(72, 219. 5)	(321)	(14)	(746)	(12)	(1, 408. 0)	(75. 0)	(1. 95)	(260)	(64. 7)
パルプ・紙・印刷	1, 603	327, 791. 0	1, 389	51	2, 626	97	5, 503. 5	231. 0	1. 68	838	52. 3
	(1, 617)	(325, 513. 0)	(1, 404)	(71)	(2, 583)	(84)	(5, 504. 0)	(314. 5)	(1. 69)	(842)	(52. 1)
化学工業	2, 157	812, 850. 0	3, 959	136	6, 228	163	14, 363. 5	947. 0	1. 77	1, 077	49. 9
	(2, 147)	(804, 050. 5)	(3, 715)	(121)	(6, 022)	(128)	(13, 637. 0)	(874. 5)	(1. 70)	(1, 009)	(47. 0)
窯業・土石	566	124, 084. 5	500	13	1, 075	55	2, 115. 5	83. 5	1. 70	305	53. 9
	(569)	(125, 254. 5)	(529)	(12)	(1, 093)	(32)	(2, 179. 0)	(115. 0)	(1. 74)	(315)	(55. 4)
鉄鋼	461	169, 727. 0	735	24	1, 450	33	2, 960. 5	158. 5	1. 74	265	57. 5
	(446)	(164, 886. 5)	(687)	(15)	(1, 367)	(30)	(2, 771. 0)	(166. 5)	(1. 68)	(247)	(55. 4)
非鉄金属	412	131, 602. 0	620	16	1, 040	25	2, 308. 5	154. 0	1. 75	216	52. 4
	(397)	(127, 477. 5)	(594)	(13)	(956)	(21)	(2, 167. 5)	(148. 0)	(1. 70)	(203)	(51. 1)
金属製品	1, 646	289, 692. 0	1, 304	39	2, 431	66	5, 111. 0	311. 0	1. 76	911	55. 3
	(1, 636)	(287, 762. 5)	(1, 278)	(42)	(2, 408)	(59)	(5, 035. 5)	(291. 5)	(1. 75)	(883)	(54. 0)
電気機械	2, 144	1, 095, 885. 0	6, 459	107	7, 471	160	20, 576. 0	828. 5	1. 88	1, 187	55. 4
	(2, 115)	(1, 078, 545. 0)	(6, 287)	(112)	(7, 313)	(159)	(20, 078. 5)	(928. 5)	(1. 86)	(1, 159)	(54. 8)
その他機械	4, 797	1, 905, 639. 5	9, 660	196	13, 835	293	33, 497. 5	2, 014. 5	1. 76	2, 548	53. 1
	(4, 849)	(1, 914, 716. 0)	(9, 567)	(198)	(13, 604)	(273)	(33, 072. 5)	(1, 986. 5)	(1. 73)	(2, 508)	(51. 7)
その他	2, 210	660, 902. 5	3, 165	92	5, 074	146	11, 569. 0	668. 5	1. 75	1, 168	52. 9
	(2, 187)	(672, 495. 5)	(3, 216)	(79)	(5, 029)	(128)	(11, 604. 0)	(666. 5)	(1. 73)	(1, 133)	(51. 8)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者である 短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 10.5$	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者である 短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間 労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
製造業計	人 119,118.5 (116,663.5)	人 27,991 (27,631)	人 820 (792)	人 36,594 (36,723)	人 1,056 (938)	人 93,924.0 (93,246.0)	人 4,254 (4,038)	人 300 (275)	人 12,892 (12,226)	人 594 (509)	人 21,997.0 (20,831.5)	人 3,038 (2,458)	人 319 (256)	人 3,197.5 (2,586.0)
食料品・たばこ	人 16,813.0 (16,220.5)	人 2,308 (2,248)	人 250 (221)	人 4,373 (4,337)	人 355 (305)	人 9,416.5 (9,206.5)	人 1,125 (1,095)	人 149 (124)	人 4,356 (4,173)	人 365 (310)	人 6,937.5 (6,642.0)	人 396 (329)	人 126 (86)	人 459.0 (372.0)
繊維工業	人 2,926.5 (2,986.0)	人 592 (609)	人 34 (42)	人 951 (980)	人 47 (44)	人 2,192.5 (2,262.0)	人 114 (119)	人 4 (3)	人 419 (405)	人 17 (23)	人 659.5 (657.5)	人 70 (62)	人 9 (9)	人 74.5 (66.5)
木材・家具	人 1,374.0 (1,408.0)	人 289 (295)	人 8 (13)	人 500 (526)	人 5 (5)	人 1,088.5 (1,131.5)	人 26 (26)	人 1 (1)	人 192 (192)	人 6 (5)	人 248.0 (247.5)	人 37 (28)	人 1 (2)	人 37.5 (29.0)
パルプ・紙・印刷	人 5,503.5 (5,504.0)	人 1,251 (1,274)	人 39 (52)	人 1,919 (1,889)	人 57 (48)	人 4,488.5 (4,513.0)	人 138 (130)	人 12 (19)	人 579 (584)	人 23 (24)	人 878.5 (875.0)	人 128 (110)	人 17 (12)	人 136.5 (116.0)
化学工業	人 14,363.5 (13,637.0)	人 3,285 (3,104)	人 92 (76)	人 4,767 (4,750)	人 86 (69)	人 11,472.0 (11,068.5)	人 674 (611)	人 44 (45)	人 1,126 (1,021)	人 40 (26)	人 2,538.0 (2,301.0)	人 335 (251)	人 37 (33)	人 353.5 (267.5)
窯業・土石	人 2,115.5 (2,179.0)	人 423 (449)	人 10 (9)	人 782 (818)	人 26 (20)	人 1,651.0 (1,735.0)	人 77 (80)	人 3 (3)	人 248 (236)	人 18 (8)	人 414.0 (403.0)	人 45 (39)	人 11 (4)	人 50.5 (41.0)
鉄鋼	人 2,960.5 (2,771.0)	人 684 (643)	人 22 (15)	人 1,234 (1,181)	人 30 (27)	人 2,639.0 (2,495.5)	人 51 (44)	人 2 (0)	人 139 (124)	人 0 (1)	人 243.0 (212.5)	人 77 (62)	人 3 (2)	人 78.5 (63.0)
非鉄金属	人 2,308.5 (2,167.5)	人 516 (491)	人 13 (12)	人 751 (702)	人 15 (15)	人 1,803.5 (1,703.5)	人 104 (103)	人 3 (1)	人 200 (200)	人 9 (5)	人 415.5 (409.5)	人 89 (54)	人 1 (1)	人 89.5 (54.5)
金属製品	人 5,111.0 (5,035.5)	人 1,026 (1,016)	人 33 (32)	人 1,609 (1,672)	人 47 (38)	人 3,717.5 (3,755.0)	人 278 (262)	人 6 (10)	人 707 (649)	人 8 (8)	人 1,273.0 (1,187.0)	人 115 (87)	人 11 (13)	人 120.5 (93.5)
電気機械	人 20,576.0 (20,078.5)	人 5,982 (5,834)	人 83 (86)	人 5,771 (5,738)	人 98 (95)	人 17,867.0 (17,539.5)	人 477 (453)	人 24 (26)	人 1,182 (1,136)	人 32 (31)	人 2,176.0 (2,083.5)	人 518 (439)	人 30 (33)	人 533.0 (455.5)
その他機械	人 33,497.5 (33,072.5)	人 8,881 (8,845)	人 162 (174)	人 10,327 (10,469)	人 206 (199)	人 28,354.0 (28,432.5)	人 779 (722)	人 34 (24)	人 2,613 (2,439)	人 37 (30)	人 4,223.5 (3,922.0)	人 895 (696)	人 50 (44)	人 920.0 (718.0)
その他	人 11,569.0 (11,604.0)	人 2,754 (2,823)	人 74 (60)	人 3,610 (3,661)	人 84 (73)	人 9,234.0 (9,403.5)	人 411 (393)	人 18 (19)	人 1,131 (1,067)	人 39 (38)	人 1,990.5 (1,891.0)	人 333 (301)	人 23 (17)	人 344.5 (309.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合 (%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減	
昭和	54 年	128,493		1.12		52.0	
	55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
	56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
	57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
	58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
	59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
	60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
	61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
	62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
	63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
平成	元 年	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
	2	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
	3	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
	4	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
	5	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
	6	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	7	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
	8	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
	9	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
	10	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
	11	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
	12	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
	13	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	14	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
	15	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
	16	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
	17	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
	18	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
	19	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
	20	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
	21	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	22	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
	23	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
	24	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
	25	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
	26	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
	27	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	28	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
29	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5	
30	(373,897.0)	(14,405.0)	(1.79)	(0.04)			

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成 4 年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成 5 年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注 2

（ ）内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。
平成23年度及び平成24年度については、平成22年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	40,614 (100.0%)	26,419 (65.0%)	8,678 (21.4%)	2,881 (7.1%)	1,380 (3.4%)	1,073 (2.6%)	140 (0.3%)	37 (0.1%)	6 (0.0%)	24,799 (61.1%)
56-100人未満	16,671 (100.0%)	16,671 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	16,200 (97.2%)
100-300人未満	16,993 (100.0%)	8,156 (48.0%)	7,054 (41.5%)	1,460 (8.6%)	289 (1.7%)	34 (0.2%)	— —	— —	— —	8,516 (50.1%)
300-500人未満	3,422 (100.0%)	903 (26.4%)	889 (26.0%)	789 (23.1%)	550 (16.1%)	291 (8.5%)	— —	— —	— —	77 (2.3%)
500-1000人未満	2,218 (100.0%)	487 (22.0%)	491 (22.1%)	442 (19.9%)	365 (16.5%)	413 (18.6%)	20 (0.9%)	— —	— —	5 (0.2%)
1,000人以上	1,310 (100.0%)	202 (15.4%)	244 (18.6%)	190 (14.5%)	176 (13.4%)	335 (25.6%)	120 (9.2%)	37 (2.8%)	6 (0.5%)	1 (0.1%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.69	0.04	46.8	1.5	35,694	76,308
北海道	1.78	0.05	50.1	1.4	1,388	2,772
青森	1.70	0.03	47.5	0.7	347	731
岩手	1.79	0.02	52.2	0.6	404	774
宮城	1.63	0.03	46.4	0.4	540	1,164
秋田	1.56	0.03	51.3	0.5	298	581
山形	1.64	0.09	52.4	2.3	398	759
福島	1.64	0.05	48.4	1.6	522	1,079
茨城	1.59	0.05	51.4	3.8	617	1,200
栃木	1.59	0.01	49.5	△0.2	462	933
群馬	1.59	0.04	47.8	1.4	537	1,123
埼玉	1.62	0.11	43.9	4.9	1,022	2,330
千葉	1.63	0.06	48.9	2.8	870	1,779
東京	1.66	0.05	33.7	1.5	5,416	16,062
神奈川	1.63	0.07	45.1	2.7	1,657	3,673
新潟	1.59	0.05	47.6	1.5	690	1,451
富山	1.71	0.06	57.3	2.6	488	851
石川	1.57	0.01	52.6	0.2	427	812
福井	2.27	0.08	55.6	0.5	311	559
山梨	1.69	0.02	52.7	4.0	238	452
長野	1.83	0.01	60.9	3.9	787	1,293
岐阜	1.70	0.05	52.9	0.7	628	1,187
静岡	1.65	0.04	48.9	2.9	1,122	2,294
愛知	1.61	0.02	43.8	1.0	2,132	4,872
三重	1.57	0.06	50.2	0.8	440	877
滋賀	1.78	0.18	54.7	4.3	345	631
京都	1.80	0.02	49.7	1.6	714	1,438
大阪	1.69	0.06	44.9	1.1	2,817	6,273
兵庫	1.79	0.07	54.0	1.7	1,456	2,698
奈良	2.15	0.07	59.3	4.2	270	455
和歌山	1.89	0.07	60.6	1.7	286	472
鳥取	1.80	0.02	56.6	0.2	205	362
島根	1.88	0.04	62.3	△0.3	282	453
岡山	1.82	0.08	49.8	△0.3	583	1,171
広島	1.78	0.01	48.5	△0.6	882	1,820
山口	2.28	0.04	56.4	3.6	421	746
徳島	1.68	0.01	57.8	2.0	201	348
香川	1.75	0.04	60.0	△0.1	397	662
愛媛	1.71	0.07	50.8	2.6	401	789
高知	1.98	0.10	56.4	0.9	241	427
福岡	1.69	0.06	49.9	0.8	1,435	2,877
佐賀	2.13	△0.03	69.4	1.3	318	458
長崎	2.08	0.04	57.0	△1.1	437	766
熊本	1.97	△0.03	54.4	△2.1	535	983
大分	2.10	0.10	58.7	△0.4	385	656
宮崎	1.96	0.02	65.2	4.1	399	612
鹿児島	1.92	△0.01	59.7	△1.6	540	905
沖縄	1.95	0.15	57.7	1.9	403	698

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 349 (319)	人 17,456.5 (15,871.0)	人 5,932 (5,606)	人 85 (74)	人 5,714 (5,084)	人 161 (119)	人 17,743.5 (16,429.5)

注 1(1)①の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 17,743.5 (16,429.5)	人 3,372 (3,306)	人 45 (38)	人 1,584 (1,510)	人 22 (17)	人 8,384.0 (8,168.5)	人 2,560 (2,300)	人 40 (36)	人 3,289 (2,942)	人 43 (33)	人 8,470.5 (7,594.5)	人 841 (632)	人 96 (69)	人 889.0 (666.5)

注 1(1)②の表と同じ
※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1％）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
計	機関 39 (39)	307,130.5 (305,997.0)	956 (924)	31 (34)	5,090 (4,930)	144 (114)	7,105.0 (6,869.0)	327.5 (86.0)	2.31 (2.24)	機関 39 (39)	100.0 (100.0)
行政機関	機関 30 (30)	278,927.5 (277,782.5)	891 (854)	31 (34)	4,559 (4,413)	142 (113)	6,443.0 (6,211.5)	318.0 (67.5)	2.31 (2.24)	機関 30 (30)	100.0 (100.0)
立法機関	5 (5)	3,543.5 (3,575.0)	12 (13)	0 (0)	54 (55)	1 (1)	78.5 (81.5)	0.5 (11.5)	2.22 (2.28)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	24,659.5 (24,639.5)	53 (57)	0 (0)	477 (462)	1 (0)	583.5 (576.0)	9.0 (7.0)	2.37 (2.34)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	7,105.0 (6,869.0)	917 (893)	30 (31)	4,617 (4,555)	93 (82)	6,527.5 (6,413.0)	146.5 (71.5)	39 (31)	1 (3)	174 (149)	31 (19)	268.5 (223.5)	143.5 (11.0)	299 (226)	20 (13)	309.0 (232.5)	37.5 (3.5)
行政機関	6,443.0 (6,211.5)	855 (827)	30 (31)	4,099 (4,045)	91 (81)	5,884.5 (5,770.5)	137.0 (63.0)	36 (27)	1 (3)	171 (146)	31 (19)	259.5 (212.5)	143.5 (1.0)	289 (222)	20 (13)	299.0 (228.5)	37.5 (3.5)
立法機関	78.5 (81.5)	9 (9)	0 (0)	46 (50)	1 (1)	64.5 (68.5)	0.5 (1.5)	3 (4)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	9.0 (11.0)	0.0 (10.0)	5 (2)	0 (0)	5.0 (2.0)	0.0 (0.0)
司法機関	583.5 (576.0)	53 (57)	0 (0)	472 (460)	1 (0)	578.5 (574.0)	9.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5 (2)	0 (0)	5.0 (2.0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 155	人 323,879.0	人 2,008	人 154	人 3,519	人 386	人 7,882.0	人 287.0	% 2.43	機関 144	% 92.9
	(157)	(326,662.0)	(1,970)	(131)	(3,585)	(298)	(7,805.0)	(275.5)	(2.39)	(142)	(90.4)
都道府県 知事部局	機関 47	人 257,128.0	人 1,649	人 88	人 2,825	人 240	人 6,331.0	人 200.5	% 2.46	機関 47	% 100.0
	(47)	(260,148.5)	(1,629)	(69)	(2,887)	(214)	(6,321.0)	(198.0)	(2.43)	(47)	(100.0)
その他の 都道府県機関	108	66,751.0	359	66	694	146	1,551.0	86.5	2.32	97	89.8
	(110)	66,513.5)	(341)	(62)	(698)	(84)	(1,484.0)	(77.5)	(2.23)	(95)	(86.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 7,882.0	人 2,005	人 154	人 3,403	人 292	人 7,713.0	人 253.0	人 3	人 0	人 25	人 70	人 66.0	人 24.0	人 91	人 24	人 103.0	人 10.0
	(7,805.0)	(1,967)	(131)	(3,477)	(238)	(7,661.0)	(244.0)	(3)	(0)	(21)	(48)	(51.0)	(25.0)	(87)	(12)	(93.0)	(6.5)
都道府県 知事部局	人 6,331.0	人 1,646	人 88	人 2,752	人 171	人 6,217.5	人 179.0	人 3	人 0	人 22	人 57	人 56.5	人 18.5	人 51	人 12	人 57.0	人 3.0
	(6,321.0)	(1,626)	69	2,819	156	(6,218.0)	(167.5)	(3)	0	21	47	(50.5)	(25.0)	(47)	11	(52.5)	(5.5)
その他の 都道府県機関	1,551.0	359	66	651	121	1,495.5	74.0	0	0	3	13	9.5	5.5	40	12	46.0	7.0
	(1,484.0)	(341)	62	658	82	(1,443.0)	(76.5)	(0)	0	0	1)	(0.5)	(0.0)	(40)	1)	(40.5)	(1.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2, 312	1, 052, 790. 5	6, 037	362	10, 938	713	23, 730. 5	1, 344. 5	2. 25	1, 998	86. 4
	(2, 353)	(1, 049, 375. 5)	(5, 959)	(353)	(10, 781)	(622)	(23, 363. 0)	(1, 226. 5)	(2. 23)	(1, 970)	(83. 7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	23, 730. 5	6, 006	345	9, 956	540	22, 583. 0	1, 171. 0	31	17	369	95	495. 5	95. 5	613	78	652. 0	78. 0
	(23, 363. 0)	(5, 925)	(334)	(9, 943)	(497)	(22, 375. 5)	(1, 102. 0)	(34)	(19)	(340)	(70)	(462. 0)	(81. 5)	(498)	(55)	(525. 5)	(43. 0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 121	人 673,631.0	人 3,219	人 123	人 5,973	人 287	人 12,677.5	人 963.5	% 1.88	機関 85	% 70.2
	(139)	(686,659.5)	(3,214)	(101)	(5,522)	(206)	(12,154.0)	(733.0)	(1.77)	(94)	(67.6)
都道府県 教育委員会	機関 47	人 578,163.5	人 2,767	人 100	人 5,142	人 239	人 10,895.5	人 842.5	% 1.88	機関 24	% 51.1
	(47)	(585,104.0)	(2,721)	(82)	(4,664)	(157)	(10,266.5)	(600.5)	(1.75)	(14)	(29.8)
市町村 教育委員会	74	95,467.5	452	23	831	48	1,782.0	121.0	1.87	61	82.4
	(92)	(101,555.5)	(493)	(19)	(858)	(49)	(1,887.5)	(132.5)	(1.86)	(80)	(87.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 12,677.5	人 3,186	人 119	人 5,592	人 202	人 12,184.0	人 771.0	人 33	人 4	人 153	人 62	人 254.0	人 134.5	人 228	人 23	人 239.5	人 58.0
	(12,154.0)	(3,183)	(95)	(5,282)	(174)	(11,830.0)	(605.5)	(31)	(6)	(108)	(26)	(189.0)	(105.5)	(132)	(6)	(135.0)	(22.0)
都道府県 教育委員会	人 10,895.5	人 2,739	人 96	人 4,823	人 155	人 10,474.5	人 668.0	人 28	人 4	人 128	人 61	人 218.5	人 119.5	人 191	人 23	人 202.5	人 55.0
	(10,266.5)	(2,691)	(76)	(4,476)	(132)	(10,000.0)	(488.5)	(30)	(6)	(87)	(19)	(162.5)	(95.0)	(101)	(6)	(104.0)	(17.0)
市町村 教育委員会	人 1,782.0	人 447	人 23	人 769	人 47	人 1,709.5	人 103.0	人 5	人 0	人 25	人 1	人 35.5	人 15.0	人 37	人 0	人 37.0	人 3.0
	(1,887.5)	(492)	(19)	(806)	(42)	(1,830.0)	(117.0)	(1)	(0)	(21)	(7)	(26.5)	(10.5)	(31)	(0)	(31.0)	(5.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成法人の 数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分			
計	法人	人	人	人	人	人	人	人	%	法人	%
	305	359,343.5	1,972	84	3,543	152	7,647.0	1,086.5	2.13	227	74.4
	(288)	(347,228.0)	(1,877)	(70)	(3,340)	(134)	(7,231.0)	(1,072.5)	(2.08)	(201)	(69.8)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	97	176,481.0	983	51	1,849	102	3,917.0	439.0	2.22	82	84.5
	(98)	(174,269.5)	(980)	(46)	(1,814)	(91)	(3,865.5)	(456.5)	(2.22)	(85)	(86.7)
国立大学法人等	90	134,784.5	792	22	1,286	40	2,912.0	486.0	2.16	70	77.8
	(90)	(132,188.5)	(732)	(20)	(1,190)	(34)	(2,691.0)	(487.0)	(2.04)	(59)	(65.6)
地方独立行政法人等	118	48,078.0	197	11	408	10	818.0	161.5	1.70	75	63.6
	(100)	(40,770.0)	(165)	(4)	(336)	(9)	(674.5)	(129.0)	(1.65)	(57)	(57.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7,647.0	1,765	79	2,686	97	6,343.5	765.5	207	5	354	6	776.0	180.5	503	49	527.5	140.5
	(7,231.0)	(1,711)	(69)	(2,631)	(91)	(6,167.5)	(771.5)	(166)	(1)	(296)	(3)	(630.5)	(175.0)	(413)	(40)	(433.0)	(126.0)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	3,917.0	953	50	1,476	62	3,463.0	345.0	30	1	119	0	180.0	32.0	254	40	274.0	62.0
	(3,865.5)	(950)	(45)	(1,503)	(59)	(3,477.5)	(381.5)	(30)	(1)	(100)	(1)	(161.5)	(21.0)	(211)	(31)	(226.5)	(54.0)
国立大学法人等	2,912.0	631	18	897	25	2,189.5	311.0	161	4	194	6	523.0	123.5	195	9	199.5	51.5
	(2,691.0)	(605)	(20)	(860)	(23)	(2,101.5)	(297.0)	(127)	(0)	(166)	(2)	(421.0)	(137.0)	(164)	(9)	(168.5)	(53.0)
地方独立行政法人等	818.0	181	11	313	10	691.0	109.5	16	0	41	0	73.0	25.0	54	0	54.0	27.0
	(674.5)	(156)	(4)	(268)	(9)	(588.5)	(93.0)	(9)	(0)	(30)	(0)	(48.0)	(17.0)	(38)	(0)	(38.0)	(19.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	307,130.5	7,105.0	2.31	0.0	
行政機関合計	278,927.5	6,443.0	2.31	0.0	
内閣官房	745.0	16.0	2.15	0.0	
内閣法制局	75.0	1.0	1.33	0.0	
内閣府	2,309.0	51.0	2.21	0.0	
宮内庁	870.5	22.0	2.53	0.0	
公正取引委員会	784.5	16.0	2.04	0.0	
警察庁	2,103.0	48.0	2.28	0.0	
金融庁	1,569.5	35.0	2.23	0.0	
消費者庁	328.5	8.0	2.44	0.0	
復興庁	－	－	－	－	(注4)
総務省	5,255.5	136.0	2.59	0.0	特例承認あり(注5)
法務省	31,658.5	719.5	2.27	0.0	
公安調査庁	1,507.5	33.0	2.19	0.0	
外務省	5,763.0	157.0	2.72	0.0	
財務省	10,802.0	236.0	2.18	0.0	
国税庁	58,058.0	1,285.0	2.21	0.0	
文部科学省	2,211.0	47.0	2.13	0.0	特例承認あり(注5)
厚生労働省	54,988.0	1,410.5	2.57	0.0	
農林水産省	17,301.0	398.0	2.30	0.0	
林野庁	4,618.5	97.0	2.10	0.0	
水産庁	615.0	15.0	2.44	0.0	
経済産業省	5,548.5	130.5	2.35	0.0	特例承認あり(注5)
特許庁	2,774.0	64.0	2.31	0.0	
国土交通省	38,646.0	821.5	2.13	0.0	
観光庁	99.0	3.0	3.03	0.0	
気象庁	4,977.5	108.0	2.17	0.0	
海上保安庁	77.0	3.0	3.90	0.0	
運輸安全委員会	182.0	4.0	2.20	0.0	
環境省	1,504.0	33.0	2.19	0.0	
防衛省	21,637.0	499.0	2.31	0.0	
人事院	628.0	16.0	2.55	0.0	
会計検査院	1,291.5	30.0	2.32	0.0	
立法機関合計	3,543.5	78.5	2.22	0.0	
衆議院事務局	1,408.5	32.0	2.27	0.0	
衆議院法制局	82.5	3.0	3.64	0.0	
参議院事務局	1,092.5	23.5	2.15	0.0	
参議院法制局	70.0	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	890.0	19.0	2.13	0.0	
司法機関合計	24,659.5	583.5	2.37	0.0	
最高裁判所	1,015.0	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,703.0	38.0	2.23	0.0	
地方裁判所	16,841.5	404.5	2.40	0.0	
家庭裁判所	5,100.0	117.0	2.29	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 注5の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1％）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	257,128.0	6,331.0	2.46	0.0	
北海道	13,773.0	343.5	2.49	0.0	
青森県	3,823.5	92.5	2.42	0.0	
岩手県	3,934.5	100.0	2.54	0.0	
宮城県	5,123.5	117.0	2.28	0.0	
秋田県	3,691.5	82.0	2.22	0.0	
山形県	5,587.5	123.0	2.20	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,211.0	127.0	2.44	0.0	
茨城県	5,331.5	116.0	2.18	0.0	
栃木県	5,099.0	118.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,555.5	99.5	2.18	0.0	
埼玉県	7,010.5	207.0	2.95	0.0	
千葉県	7,926.5	194.0	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	23,481.5	611.0	2.60	0.0	
神奈川県	7,673.5	259.0	3.38	0.0	
新潟県	6,397.5	137.5	2.15	0.0	
富山県	3,806.0	84.0	2.21	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,428.0	98.0	2.21	0.0	
福井県	3,626.0	80.0	2.21	0.0	
山梨県	3,433.5	73.0	2.13	0.0	
長野県	5,158.0	114.0	2.21	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	4,560.5	99.5	2.18	0.0	
静岡県	6,023.5	135.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,222.5	216.5	2.35	0.0	
三重県	5,209.5	117.0	2.25	0.0	
滋賀県	3,519.0	82.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,312.0	109.0	2.53	0.0	
大阪府	8,414.5	285.0	3.39	0.0	
兵庫県	7,673.5	185.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	4,325.5	97.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,743.0	94.5	2.52	0.0	
鳥取県	3,220.5	73.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,809.0	93.5	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,835.0	87.0	2.27	0.0	
広島県	5,722.5	132.5	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,993.5	102.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,995.0	64.0	2.14	0.0	
香川県	3,736.0	81.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	3,777.0	83.0	2.20	0.0	
高知県	3,577.0	81.5	2.28	0.0	
福岡県	7,797.0	246.5	3.16	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,109.0	73.0	2.35	0.0	
長崎県	4,125.5	92.0	2.23	0.0	
熊本県	4,710.0	121.5	2.58	0.0	
大分県	3,800.5	91.5	2.41	0.0	
宮崎県	4,021.5	95.5	2.37	0.0	
鹿児島県	4,816.5	106.5	2.21	0.0	
沖縄県	4,007.5	110.5	2.76	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)					
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	66,751.0	1,551.0	2.32	26.0	
北海道企業局	90.0	2.0	2.22	0.0	
北海道議会事務局	70.0	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	52.5	1.0	1.90	0.0	
北海道警察本部	1,393.5	27.0	1.94	2.0	注4①
青森県病院局	636.0	13.0	2.04	0.0	
青森県警察本部	377.0	7.0	1.86	0.0	
岩手県企業局	76.0	2.0	2.63	0.0	
岩手県医療局	3,153.0	77.5	2.46	0.0	
岩手県警察本部	391.5	8.0	2.04	0.0	
宮城県企業局	69.0	2.0	2.90	0.0	
宮城県警察本部	562.0	12.0	2.14	0.0	
秋田県警察本部	395.0	8.5	2.15	0.0	
山形県警察本部	421.0	10.0	2.38	0.0	
福島県病院局	339.0	7.0	2.06	0.0	
福島県警察本部	578.5	8.0	1.38	4.0	
茨城県企業局	190.5	4.0	2.10	0.0	
茨城県病院局	504.5	11.0	2.18	0.0	
茨城県警察本部	633.0	12.5	1.97	0.5	
栃木県警察本部	501.5	9.0	1.79	1.0	注4②
群馬県企業局	300.5	8.0	2.66	0.0	
群馬県病院局	518.0	11.0	2.12	0.0	
群馬県警察本部	520.0	10.5	2.02	0.0	
埼玉県企業局	392.0	9.0	2.30	0.0	
埼玉県病院局	1,053.5	23.0	2.18	0.0	
埼玉県下水道局	101.0	4.0	3.96	0.0	
埼玉県議会事務局	65.0	2.0	3.08	0.0	
埼玉県警察本部	1,443.5	34.5	2.39	0.0	
千葉県企業庁	372.0	13.0	3.49	0.0	
千葉県病院局	1,169.0	24.0	2.05	0.0	
千葉県水道局	889.0	27.0	3.04	0.0	
北千葉広域水道企業団	92.0	2.0	2.17	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,478.0	34.0	2.30	0.0	
東京都議会議会局	155.5	5.5	3.54	0.0	
東京都人事委員会	65.5	3.0	4.58	0.0	
東京都監査事務局	91.0	4.0	4.40	0.0	
東京都交通局	2,005.5	59.0	2.94	0.0	
東京都水道局	2,909.0	73.0	2.51	0.0	
東京都下水道局	1,434.0	42.5	2.96	0.0	
警視庁	4,604.5	104.0	2.26	0.0	
東京消防庁	938.5	26.0	2.77	0.0	
神奈川県企業庁	947.5	28.0	2.96	0.0	
神奈川県議会議会局	83.0	2.0	2.41	0.0	
神奈川県警察本部	2,125.0	47.0	2.21	0.0	
新潟県企業局	91.0	2.0	2.20	0.0	
新潟県病院局	2,424.0	38.0	1.57	12.0	
新潟県警察本部	623.0	14.5	2.33	0.0	
富山県警察本部	322.0	6.0	1.86	0.0	
石川県警察本部	339.0	7.0	2.06	0.0	
福井県警察本部	313.0	7.0	2.24	0.0	
山梨県警察本部	365.5	5.0	1.37	2.0	
長野県警察本部	425.0	9.0	2.12	0.0	
岐阜県警察本部	422.0	11.0	2.61	0.0	
静岡県がんセンター局	513.5	16.0	3.12	0.0	
静岡県警察本部	783.0	17.0	2.17	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	405.5	14.0	3.45	0.0	
愛知県病院事業庁	692.5	16.0	2.31	0.0	
名古屋港管理組合	327.0	7.0	2.14	0.0	
愛知県議会事務局	67.5	1.0	1.48	0.0	
愛知県警察本部	1,171.5	27.0	2.30	0.0	
三重県企業庁	162.5	4.0	2.46	0.0	
三重県病院事業庁	193.5	7.0	3.62	0.0	
三重県警察本部	381.0	9.0	2.36	0.0	
滋賀県警察本部	314.5	5.5	1.75	0.5	
京都府文化環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	708.0	21.5	3.04	0.0	
大阪広域水道企業団	458.5	10.0	2.18	0.0	
大阪府議会事務局	64.0	1.0	1.56	0.0	
大阪府警察本部	2,358.5	49.5	2.10	0.0	
兵庫県企業庁	191.5	8.0	4.18	0.0	
兵庫県病院局	2,076.0	46.5	2.24	0.0	
兵庫県警察本部	982.0	22.0	2.24	0.0	
奈良県警察本部	343.0	10.0	2.92	0.0	
和歌山県警察本部	370.0	7.5	2.03	0.0	
鳥取県病院局	542.5	14.0	2.58	0.0	
鳥取県警察本部	296.0	6.0	2.03	0.0	
島根県病院局	469.0	10.0	2.13	0.0	
島根県警察本部	353.5	9.5	2.69	0.0	
岡山県企業局	99.0	1.0	1.01	1.0	
岡山県警察本部	579.0	13.0	2.25	0.0	
広島県警察本部	640.0	15.0	2.34	0.0	
山口県警察本部	532.0	10.0	1.88	1.0	
徳島県企業局	117.5	2.0	1.70	0.0	
徳島県病院局	381.0	10.0	2.62	0.0	
徳島県警察本部	363.0	9.0	2.48	0.0	
香川県警察本部	423.5	9.0	2.13	0.0	
愛媛県公営企業管理局	916.0	22.0	2.40	0.0	
愛媛県警察本部	406.0	10.0	2.46	0.0	
高知県公営企業局	332.0	10.0	3.01	0.0	
高知県警察本部	333.5	9.5	2.85	0.0	
福岡県警察本部	1,037.5	21.5	2.07	0.0	
佐賀県警察本部	320.0	7.5	2.34	0.0	
長崎県交通局	175.0	3.0	1.71	0.0	
長崎県病院企業団	1,094.0	23.0	2.10	0.0	
長崎県警察本部	522.0	11.5	2.20	0.0	
熊本県警察本部	510.5	9.0	1.76	1.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	372.5	6.0	1.61	1.0	
大分県警察本部	370.0	7.0	1.89	0.0	
宮崎県企業局	81.0	1.0	1.23	0.0	
宮崎県病院局	546.5	12.0	2.20	0.0	
宮崎県警察本部	352.5	9.5	2.70	0.0	
鹿児島県県立病院局	384.0	8.0	2.08	0.0	
鹿児島県警察本部	508.0	14.0	2.76	0.0	
沖縄県企業局	258.0	8.5	3.29	0.0	
沖縄県病院事業局	869.0	20.0	2.30	0.0	
沖縄県警察本部	296.0	7.0	2.36	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ① 北海道警察本部においては、8月31日現在において、障害者の数29人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。
- ② 栃木県警察本部においては、11月1日現在において、障害者の数10人、実雇用率1.99%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	578,163.5	10,895.5	1.88	787.5	
北海道	31,914.0	541.5	1.70	96.5	
青森県	8,773.5	157.5	1.80	17.5	
岩手県	8,770.5	155.5	1.77	19.5	
宮城県	10,896.5	191.0	1.75	26.0	
秋田県	8,400.0	168.0	2.00	0.0	
山形県	7,692.0	162.0	2.11	0.0	
福島県	12,217.5	175.5	1.44	68.5	
茨城県	16,648.0	321.5	1.93	10.5	
栃木県	11,992.0	199.5	1.66	39.5	
群馬県	11,712.0	236.0	2.02	0.0	
埼玉県	25,606.5	428.0	1.67	84.0	
千葉県	22,721.5	454.5	2.00	0.0	
東京都	42,687.5	688.5	1.61	164.5	
神奈川県	22,278.5	448.0	2.01	0.0	
新潟県	12,966.0	206.0	1.59	53.0	
富山県	6,235.0	125.0	2.00	0.0	
石川県	6,481.0	130.0	2.01	0.0	
福井県	5,733.5	115.0	2.01	0.0	
山梨県	6,544.0	97.0	1.48	33.0	
長野県	12,174.5	240.0	1.97	3.0	
岐阜県	11,352.0	232.0	2.04	0.0	
静岡県	14,806.5	288.5	1.95	7.5	
愛知県	29,766.0	619.5	2.08	0.0	
三重県	11,012.5	213.5	1.94	6.5	
滋賀県	8,125.0	144.5	1.78	17.5	
京都府	8,868.0	181.5	2.05	0.0	
大阪府	26,018.0	529.5	2.04	0.0	
兵庫県	22,260.5	446.0	2.00	0.0	
奈良県	7,176.0	144.0	2.01	0.0	
和歌山県	6,389.5	130.0	2.03	0.0	
鳥取県	4,375.5	73.0	1.67	14.0	
島根県	5,899.5	100.0	1.70	17.0	
岡山県	10,174.0	205.0	2.01	0.0	
広島県	11,163.0	232.0	2.08	0.0	
山口県	8,437.5	158.0	1.87	10.0	
徳島県	5,283.5	107.0	2.03	0.0	
香川県	6,669.0	142.0	2.13	0.0	
愛媛県	8,899.5	187.0	2.10	0.0	
高知県	5,506.0	125.0	2.27	0.0	
福岡県	14,332.5	257.5	1.80	28.5	
佐賀県	6,510.0	138.0	2.12	0.0	
長崎県	8,902.5	180.0	2.02	0.0	
熊本県	8,115.0	151.0	1.86	11.0	
大分県	7,640.0	141.0	1.85	11.0	
宮崎県	6,883.0	134.0	1.95	3.0	
鹿児島県	11,858.0	191.0	1.61	46.0	
沖縄県	9,297.0	205.0	2.21	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	311,265.5	6,829.0	2.19	155.0	
自動車検査	960.0	25.5	2.66	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	218.0	6.0	2.75	0.0	
医薬品医療機器総合機構	1011.0	21.0	2.08	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1733.0	42.0	2.42	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	281.0	14.0	4.98	0.0	
海技教育機構	197.0	1.0	0.51	3.0	
海上技術安全研究所	239.0	4.0	1.67	1.0	
海洋研究開発機構	1036.0	27.5	2.65	0.0	
科学技術振興機構	535.0	12.0	2.24	0.0	
家畜改良センター	883.0	20.0	2.27	0.0	
環境再生保全機構	145.0	2.5	1.72	0.5	
教員研修センター	-	-	-	-	注4
勤労者退職金共済機構	355.0	9.0	2.54	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	54.5	4.0	7.34	0.0	
原子力安全基盤機構	502.0	10.0	1.99	0.0	
建築研究所	139.0	4.0	2.88	0.0	
航海訓練所	142.0	1.0	0.70	1.0	注5①
工業所有権情報・研修館	125.0	2.0	1.60	0.0	
航空大学校	113.5	2.0	1.76	0.0	
交通安全環境研究所	157.5	3.0	1.90	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,739.5	202.5	3.53	0.0	
港湾空港技術研究所	110.0	4.0	3.64	0.0	
国際観光振興機構	117.5	2.0	1.70	0.0	
国際協力機構	1,842.0	38.0	2.06	0.0	
国際交流基金	362.0	8.0	2.21	0.0	
国際農林水産業研究センター	308.5	7.0	2.27	0.0	
国民生活センター	170.5	3.0	1.76	0.0	
国立印刷局	4,456.5	107.0	2.40	0.0	
国立科学博物館	212.5	4.0	1.88	0.0	
国立環境研究所	684.0	16.0	2.34	0.0	
国立がん研究センター	1,746.5	37.0	2.12	0.0	
国立健康・栄養研究所	-	-	-	-	注4
国立高等専門学校機構	4,888.5	113.0	2.31	0.0	
国立公文書館	131.0	3.0	2.29	0.0	
国立国際医療研究センター	1,637.0	19.0	1.16	15.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	226.0	6.0	2.65	0.0	
国立循環器病研究センター	1,091.5	23.0	2.11	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立成育医療研究センター	948.5	17.0	1.79	2.0	
国立青少年教育振興機構	701.0	12.5	1.78	1.5	
国立精神・神経医療研究センター	740.0	8.5	1.15	6.5	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立長寿医療研究センター	472.0	9.0	1.91	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	83.0	1.0	1.20	0.0	
国立美術館	213.0	6.0	2.82	0.0	
国立病院機構	46,457.0	993.0	2.14	0.0	
国立文化財機構	632.0	13.5	2.14	0.0	
産業技術総合研究所	4,521.0	99.0	2.19	0.0	
自動車事故対策機構	342.0	7.0	2.05	0.0	
住宅金融支援機構	1,012.0	18.0	1.78	3.0	
種苗管理センター	308.5	9.0	2.92	0.0	
酒類総合研究所	58.5	1.0	1.71	0.0	
情報処理推進機構	157.5	2.0	1.27	1.0	注5②
情報通信研究機構	734.5	15.0	2.04	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	514.0	13.0	2.53	0.0	
森林総合研究所	1,206.5	35.5	2.94	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
水産総合研究センター	841.0	18.0	2.14	0.0	
水産大学校	132.0	2.0	1.52	0.0	
製品評価技術基盤機構	450.5	10.0	2.22	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	479.0	12.0	2.51	0.0	
造幣局	976.5	20.5	2.10	0.0	
大学入試センター	110.0	4.0	3.64	0.0	
大学評価・学位授与機構	136.5	4.0	2.93	0.0	
中小企業基盤整備機構	908.5	22.0	2.42	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	302.0	7.0	2.32	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,919.0	44.0	2.29	0.0	
電子航法研究所	90.5	1.0	1.10	0.0	
統計センター	856.5	17.0	1.98	0.0	
都市再生機構	3,646.0	82.0	2.25	0.0	
土木研究所	580.0	12.0	2.07	0.0	
日本学術振興会	155.0	4.0	2.58	0.0	
日本学生支援機構	628.5	13.0	2.07	0.0	
日本芸術文化振興会	297.0	7.0	2.36	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,389.5	100.0	2.28	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	－	－	－	－	注4
日本スポーツ振興センター	558.5	12.0	2.15	0.0	
日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	注4
日本貿易振興機構	1,103.0	23.0	2.09	0.0	
日本貿易保険	119.5	2.0	1.67	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	注4
農業環境技術研究所	289.0	6.0	2.08	0.0	
農業者年金基金	85.0	1.0	1.18	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	3,985.5	88.0	2.21	0.0	
農業生物資源研究所	708.5	14.5	2.05	0.0	
農畜産業振興機構	247.0	3.0	1.21	2.0	
農林漁業信用基金	106.0	2.0	1.89	0.0	
農林水産消費安全技術センター	653.5	18.0	2.75	0.0	
福祉医療機構	270.0	5.0	1.85	0.0	
物質・材料研究機構	1,174.0	26.0	2.21	0.0	
平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	注4
防災科学技術研究所	246.5	4.0	1.62	1.0	
放射線医学総合研究所	667.5	14.5	2.17	0.0	
北方領土問題対策協会	－	－	－	－	注4
水資源機構	1,449.5	32.0	2.21	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	注4
理化学研究所	3,840.0	70.0	1.82	10.0	
労働安全衛生総合研究所	110.0	2.0	1.82	0.0	
労働者健康福祉機構	11,389.0	241.5	2.12	0.0	
労働政策研究・研修機構	122.0	2.5	2.05	0.0	
年金積立金管理運用	77.5	1.0	1.29	0.0	
北海道大学	4,839.0	107.0	2.21	0.0	
北海道教育大学	608.0	15.0	2.47	0.0	
室蘭工業大学	250.5	5.0	2.00	0.0	
小樽商科大学	154.0	4.0	2.60	0.0	
帯広畜産大学	214.5	4.0	1.86	0.0	
旭川医科大学	1,225.5	25.5	2.08	0.0	
北見工業大学	205.5	4.0	1.95	0.0	
弘前大学	1,682.5	29.0	1.72	6.0	
岩手大学	668.0	14.0	2.10	0.0	
東北大学	5,428.0	110.5	2.04	2.5	
宮城教育大学	255.5	9.0	3.52	0.0	
秋田大学	1,597.5	33.0	2.07	0.0	
山形大学	1,837.5	39.0	2.12	0.0	
福島大学	401.5	10.0	2.49	0.0	
茨城大学	594.0	15.0	2.53	0.0	
筑波大学	3,739.5	88.0	2.35	0.0	
筑波技術大学	153.0	22.0	14.38	0.0	
宇都宮大学	571.0	15.0	2.63	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
群馬大学	2,046.0	45.5	2.22	0.0	
埼玉大学	627.5	13.0	2.07	0.0	
千葉大学	2,892.5	63.0	2.18	0.0	
東京大学	9,222.5	194.5	2.11	0.0	
東京医科歯科大学	2,235.5	46.0	2.06	0.0	
東京外国語大学	308.0	7.0	2.27	0.0	
東京学芸大学	736.0	15.0	2.04	0.0	
東京農工大学	602.5	15.5	2.57	0.0	
東京芸術大学	413.5	6.0	1.45	2.0	注5③
東京工業大学	1,847.5	39.0	2.11	0.0	
東京海洋大学	362.0	12.0	3.31	0.0	
お茶の水女子大学	376.5	7.5	1.99	0.0	
電気通信大学	464.5	9.0	1.94	0.0	
一橋大学	570.0	11.5	2.02	0.0	
横浜国立大学	834.5	19.0	2.28	0.0	
新潟大学	2,649.5	51.5	1.94	3.5	
長岡技術科学大学	325.5	10.0	3.07	0.0	
上越教育大学	243.0	4.0	1.65	1.0	注5④
富山大学	2,004.0	44.0	2.20	0.0	
金沢大学	2,487.5	54.0	2.17	0.0	
福井大学	1,418.5	27.0	1.90	2.0	
山梨大学	1,459.5	36.0	2.47	0.0	
信州大学	2,239.0	51.0	2.28	0.0	
岐阜大学	1,788.5	38.5	2.15	0.0	
静岡大学	985.5	18.0	1.83	2.0	
浜松医科大学	1,201.5	14.0	1.17	11.0	
名古屋大学	4,216.0	82.5	1.96	5.5	
愛知教育大学	494.0	11.0	2.23	0.0	
名古屋工業大学	504.5	11.0	2.18	0.0	
豊橋技術科学大学	324.0	9.5	2.93	0.0	
三重大学	1,957.5	46.0	2.35	0.0	
滋賀大学	337.5	3.5	1.04	3.5	
滋賀医科大学	1,231.5	25.5	2.07	0.0	
京都大学	6,360.0	134.0	2.11	0.0	
京都教育大学	322.0	6.5	2.02	0.0	
京都工芸繊維大学	385.5	7.0	1.82	1.0	注5⑤
大阪大学	5,912.5	124.0	2.10	0.0	
大阪教育大学	570.0	17.0	2.98	0.0	
兵庫教育大学	254.5	8.0	3.14	0.0	
神戸大学	2,942.0	55.5	1.89	5.5	
奈良教育大学	183.5	1.0	0.54	2.0	
奈良女子大学	323.0	7.5	2.32	0.0	
和歌山大学	413.0	8.5	2.06	0.0	
鳥取大学	1,977.0	46.0	2.33	0.0	
島根大学	1,710.5	37.0	2.16	0.0	
岡山大学	3,160.0	73.0	2.31	0.0	
広島大学	3,000.0	68.5	2.28	0.0	
山口大学	2,180.0	52.0	2.39	0.0	
徳島大学	1,598.5	27.0	1.69	6.0	
鳴門教育大学	271.0	4.0	1.48	1.0	
香川大学	1,787.5	44.0	2.46	0.0	
愛媛大学	1,996.0	44.0	2.20	0.0	
高知大学	1,594.5	38.0	2.38	0.0	
福岡教育大学	351.0	10.0	2.85	0.0	
九州大学	5,049.5	112.5	2.23	0.0	
九州工業大学	524.5	12.0	2.29	0.0	
佐賀大学	1,781.0	30.5	1.71	6.5	
長崎大学	2,681.0	50.0	1.86	6.0	
熊本大学	2,087.5	39.0	1.87	4.0	
大分大学	1,555.5	36.0	2.31	0.0	
宮崎大学	1,711.5	33.0	1.93	2.0	
鹿児島大学	2,216.0	68.0	3.07	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿屋体育大学	117.0	3.0	2.56	0.0	
琉球大学	1,914.5	41.0	2.14	0.0	
総合研究大学院大学	80.0	1.0	1.25	0.0	
政策研究大学院大学	112.5	2.0	1.78	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	232.0	4.0	1.72	0.0	
奈良先端技術大学院大学	408.0	8.0	1.96	0.0	
人間文化研究機構	514.5	15.0	2.92	0.0	
自然科学研究機構	1,058.5	17.5	1.65	4.5	
高エネルギー加速器研究機構	925.0	23.0	2.49	0.0	
情報・システム研究機構	693.0	14.5	2.09	0.0	
日本司法支援センター	1,189.5	27.0	2.27	0.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,476.5	29.0	1.96	2.0	
沖縄振興開発金融公庫	247.0	7.0	2.83	0.0	
国際協力銀行	608.0	13.0	2.14	0.0	
日本政策金融公庫	7,425.5	127.0	1.71	28.0	
日本年金機構	24,834.5	599.0	2.41	0.0	
全国健康保険協会	4,949.5	104.5	2.11	0.0	

- 注
- 1

①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2

②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3

④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4

これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5

① 航海訓練所においては、11月1日現在において、障害者の数2人、実雇用率1.41％、不足数0.0人となっている。

② 情報処理推進機構においては、10月18日現在において、障害者の数4人、実雇用率2.57％、不足数0.0人となっている。

③ 東京芸術大学においては、6月15日現在において、障害者の数8人、実雇用率1.92％、不足数0.0人となっている。

④ 上越教育大学においては、11月1日現在において、障害者の数5人、実雇用率2.06％、不足数0.0人となっている。

⑤ 京都工芸繊維大学においては、9月1日現在において、障害者の数8人、実雇用率2.06％、不足数0.0人となっている。
- 6

法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働>雇用>施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク